

幼児教育における自立活動の活用に関する研究 －自立活動の認知度に関する調査研究－

A Study on Use of JIRITSU-KATSUDO in Kindergarten Education “Research on Awareness of JIRITSU-KATSUDO”

松原 豊

MATSUBARA, Yutaka

Abstract

To formulate an Individualized Teaching Plan that accommodates the individual requirements of each child with special needs in kindergartens, and put in place a practical teaching system based on this plan, it is of great help to use as reference the JIRITSU-KATSUDO specified in the Course of Study at School for Special Needs Education. However, efforts to better organize special needs education systems at kindergartens are considered to be inadequate. This study, which will serve as a basis for the improvement of special needs education systems at kindergartens, carried out a research on the status and recognition of special needs education in kindergartens in a ward, and ascertained the levels of awareness of the JIRITSU-KATSUDO there. The results show that Individualized Teaching Plans for Young Children with Special Needs have not been fully developed, and that kindergarten staff are not as attuned to the JIRITSU-KATSUDO as they need to be. However, the findings also indicate that there is a substantial need for the implementation of the JIRITSU-KATSUDO to support young children with disabilities.

Key words: special needs education on childhood, JIRITSU-KATSUDO, developmental disability

キーワード: 特別支援教育、幼児教育、自立活動、発達障害

1. はじめに

人間の発達において幼児期は、身体的にも精神的にも大きな発達をとげ、さまざまなことを吸収できる重要な時期である。この時期に、不適切な対応やストレスの多い生活をするとは、その後の成長に悪影響となることもあり、この時期に学習されたことは定着しやすく、行動の修正が難しくなる場合もある。特に障害のある場合は可能な限り早期に発見し、早期の対応をとることが重要となる。そのため障害のある子どもにとって幼児期の指導・支援を充実させることは、将来の自立と社会参加に向け必要となるさまざまな力を育む基盤となり大変重要であると考えられる。

平成18年の学校教育法改正において、幼稚園は在籍する障害のある幼児に対して学習や生活上の困難を克服するための教育を行うことと規定された。さらに平成20年3月告示の幼稚園教育要領では、障害のある幼児について特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画を必要に応じて作成すること、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが明示された。平成21年2月特別支援教育の

推進に関する調査研究協力者会議の「特別支援教育の更なる充実に向けて（審議の中間とりまとめ）～早期からの教育支援の在り方について～」の報告によると、幼稚園については、障害のある幼児の実態把握や校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名などの基本的な体制整備を早急に図っていくことが必要であり、それとともに、特別支援学校のセンター的機能による支援を積極的に活用すること等を通じて、教員の特別支援教育に対する理解や幼児の実態把握を進め、障害のある幼児に対する指導・支援の充実を図ることが必要である、とされている。

しかし、文部科学省（2010）の「平成21年度特別支援教育体制整備状況調査」によると、幼稚園での校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、教職員への研修といった体制整備は年々進んできているが、障害のある幼児の実態把握に基づいた個別の教育支援計画および個別の指導計画など個別の計画作成に関しては、個別の教育支援計画作成率が24.9%、個別の指導計画作成率が34.0%であるなど、まだまだ十分ではないことが報告されている。個別の教育支援計画および個別の指導計画は、障害のある幼児一人ひと

りのニーズに応じた指導・支援を進めるにあたって目標や方法を明確化・具体化・共有化するための有効な手段であり、適切に活用されることによって、保育者が保護者や関係機関等との連携を深めていくことが可能になるツールとなる。しかし、現状においては改訂された幼稚園教育要領にも、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成について、「例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより」との文言で表現されており、作成が義務づけられていないため、幼稚園において個別の教育支援計画および個別の指導計画が定着するまでにはまだ時間を要すると思われる。

幼稚園において個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成・実践されにくい理由として、水内(2007)は、幼稚園および保育園における個別の指導計画のあり方自体についての検討が遅れていることを報告している。

金・園山(2008)は、公立幼稚園における個別の指導計画についての実態調査を行い、個別の指導計画の実施に関わる難点と改善点について報告している。金らの調査の結果、難点として示されたのは、「各幼児に的確な発達課題および目標や支援案を引き出す作業」であった。一方、改善点としては、「個別の指導計画の形骸化をさけること」、「教師、保護者、関係機関との相互間の共通理解を高めること」、「対象幼児のニーズに即した課題に迫るものになるようにすること」があげられた。さらに、金らは、個別の指導計画の書式の大部分が発達領域に関わる内容であり、幼稚園生活の流れを考慮に入れたものが少ないことを指摘している。この調査の結果を踏まえて、金らは、作成された個別の指導計画や支援計画が日常の教育や保育の中で有効に活用されるように改善を図ること、そのための方法論の開発が必要であることに言及している。

柳澤(2009)は「学齢期以降の個別の指導計画については、近年、さまざまな書式が提示されており、指導計画に含める必要性のある項目もほぼ定型化されつつあり、幼稚園・保育所における個別の指導計画や教育支援計画の内容を検討していくうえでの参考になるが、幼稚園教育要領や保育所保育指針に示されているねらいや内容を踏まえて、幼児期の育ちを保障するために欠かすことのできない特化した事項は何であるのかについて議論することなく、それらをそのまま用いることは適切ではないため、十分な検討を重ね、幼児期の障害のある子ども達を指導・支援するに関わって必要な観点が盛り込まれた個別の指導計画や支援計画を作成することが求められる。」と述べている。そして「幼稚園・保育所は、保育者が計画的に環境を構成

し、子どもの主体的な活動である遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人ひとりに応じた総合的な指導を行うことを基本としている。そのため、障害のある子ども達の育ちを保障し、彼らの有する困難性を軽減していくためには、いかに彼らの生活や遊びの中にそれらを組み込み、指導・支援を進めていくかが重要となる。この課題については、ルーティンベースト・アプローチ(Routines-Based Approach)が有益な示唆を提供してくれる。」と提言している。柳澤によれば、ルーティンベースト・アプローチとは「遊びや基本的な生活習慣等の日常頻繁に生じる出来事やすでに見通しがついて活動等を用いて障害のある子どもが有する課題に取り組む方法である。ルーティンベースト・アプローチは、就学前の子ども達や低学年の子ども達にとって有効な指導方法である。」と論じている。

特別支援学校幼稚部の自立活動の目標は、「個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」ことであるが、考え方としては、柳澤の報告したルーティンベースト・アプローチと共通する点があると考えられる。

これまで小学校、中学校の通常学級における自立活動を活用した個別の指導計画の実践事例や支援方法については、中尾(2009)、笹森・広瀬・三苦(2009)、柘植(2009)などが報告しているが、幼稚園における自立活動と関連した研究は、松原(2010)が幼稚園の発達障害幼児に対する個別指導計画の作成および支援の実施において自立活動の考え方を参考にすることが有効であることを報告した以外はほとんど見られない。

和氣(2009)は小学校・中学校の通常学級での支援について「校内委員会や特別支援教育コーディネーターの指名などの体制整備は進んできているが、障害のある児童生徒一人一人の特性に応じた支援については手探りであったり、苦慮している学校が多いという現状を踏まえて、通常学級での支援をより一層充実させるために自立活動を活用することが重要である。」と述べている。

幼稚園においても自立活動の内容を参考にして、障害のある幼児を含めた支援に必要な幼児一人ひとりの特性に応じた個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成し、個に応じた創意工夫のある指導・支援を充実させることで、遊び、学習および生活への参加を促進させることが望まれる。しかしながら、幼稚園教諭は大学の養成課程においても現職研修などの場においても、自立活動に関して学ぶ機会はほとんど無いのが現状だと思われる。

2. 目的

本研究は、東京都A区における公立幼稚園、区立小学校、区立中学校の通常学級を対象に、障害の診断・判定を受けている幼児児童生徒、および、診断・判定は受けていないが発達の遅れや偏りの可能性があり学習上や生活の困難を抱えている幼児児童生徒（以後「気になる子ども」とする）の個別の指導・支援と自立活動の関連性に係わる調査を行ない、幼児教育において発達障害児を含む支援を必要とする「気になる子ども」に対して早期からの効果的な支援のあり方を展望するとともに、自立活動を参考にした個別の指導計画作成および幼児教育における自立活動指導に向けた課題についての示唆を得ることを目的とする。

3. 方法

調査は2回実施した。第1回目は平成21年7月下旬に東京都A区の公立幼稚園20園の特別支援教育コーディネーターに対して、第2回目は平成22年7月下旬に東京都A区の公立幼稚園20園、区立小学校43校、区立中学校22校の特別支援教育コーディネーターに対して質問紙法によって実施した。幼・小・中の通常学級における「気になる子ども」の支援と自立活動との関連性を把握するために「気になる子どもの人数」「気になる子どもの障害種」「就学支援シート、個別の指導計画作成の有無」「幼小、小中の連携」「自立活動に対する認知度」「気になる子どもの支援における自立活動の内容および項目の必要性」を調査項目とした。

4. 結果

質問紙の回収率は、平成21年度(第1回目)は幼稚園90%(18/20)、平成22年度(第2回目)は幼稚園100%(20/20)、小学校79.1%(34/43)、中学校63.6%(14/22)であった。

(1) 「気になる子ども」の人数

図1に平成22年度調査「気になる子ども」の学年毎の平均人数を一覧表としてまとめた。幼稚園では4歳児、5歳児共に2.5人を超している。在籍児数に対する割合としては4歳児クラス5.4%、5歳児クラス5.2%となる。これは、文部科学省が平成14年に実施した全国実態調査において、小・中学校の通常の学級に学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6%程度の割合で在籍するという結果と整合性があることが考えられる。また、平成20年度調査との比較では4歳児、5歳児共に増加していた。

これに比べて小学校、中学校における「気になる子ども」の平均人数が低く、小学校では在籍児の3~4%、中学校は2~3%となる。これまで発達障害などがあり支援が必要だと思われる児童生徒は6%~10%在籍しているという報告が多く見られるが、今回の調査では割合としては少なかった。ただし、全ての学年で0名と回答した学校から各学年6~7名とした学校もあり、学校間に大きな差があった。

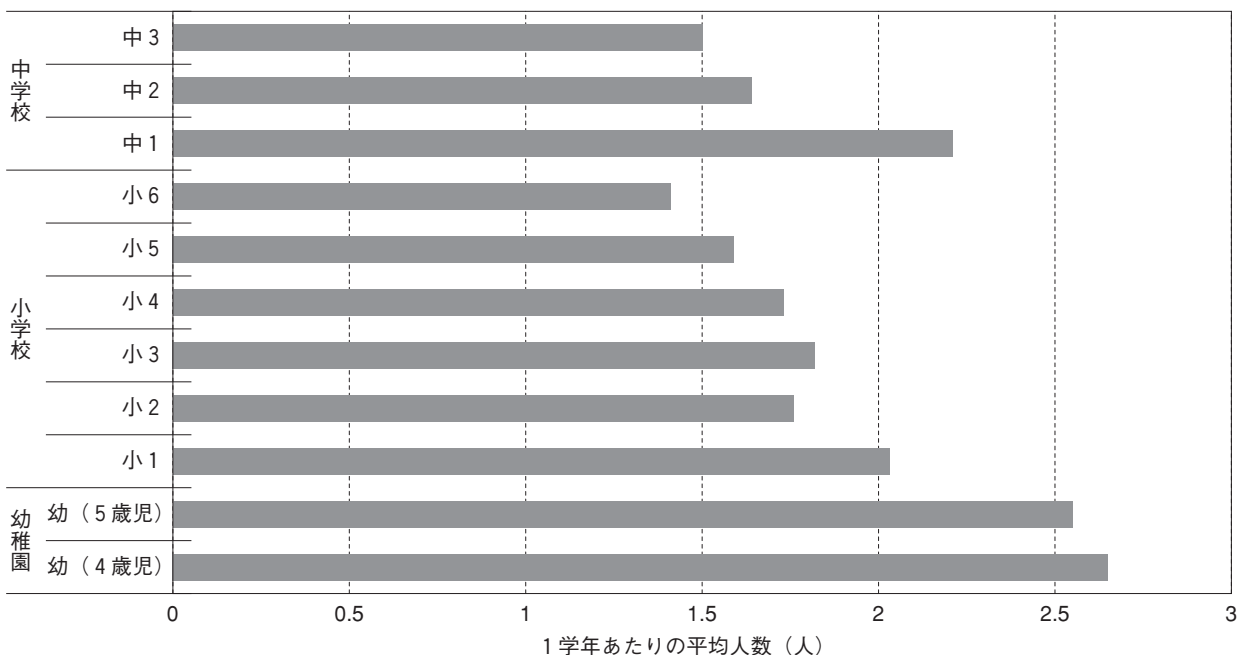


図1 「気になる子ども」の平均人数(平成22年度)

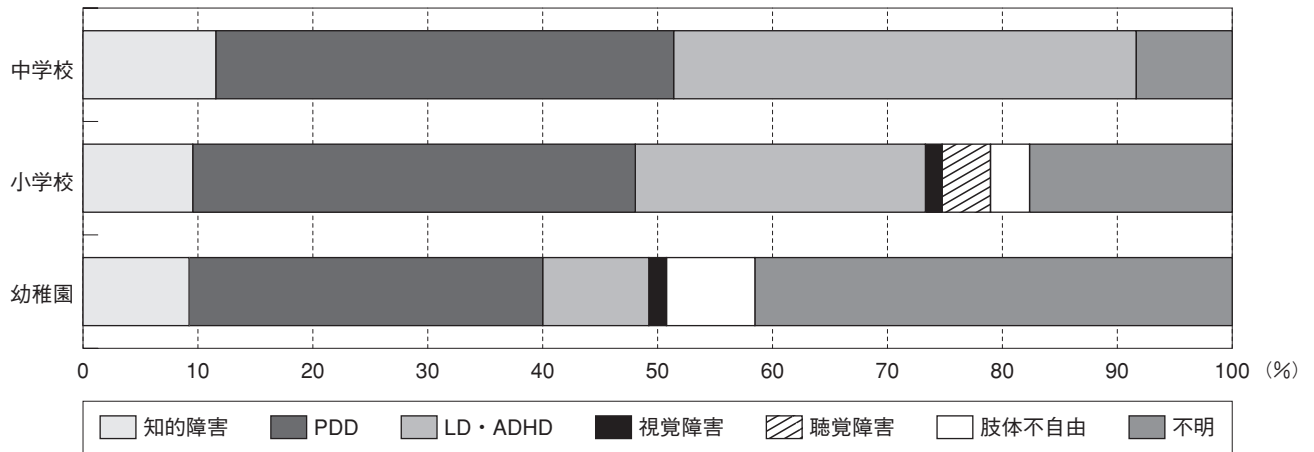


図2 園・学校別の障害種の割合 (平成22年度)

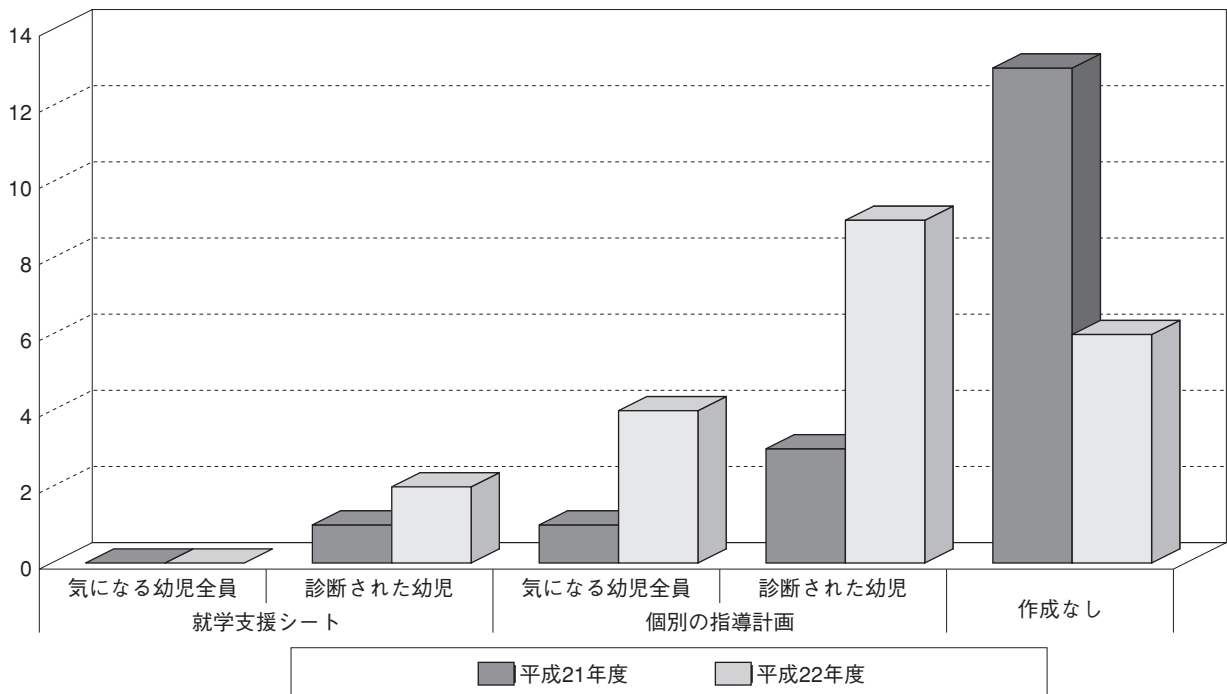


図3 「気になる子ども」に対する個別の指導計画等の作成

(2) 障害種について

図2は平成22年度の障害種毎の割合を園・学校別に集計したものである。幼・小・中を比較すると幼稚園では不明が最も多く、次いで広汎性発達障害(PDD)の割合が多かった。知的障害、LD・ADHD、肢体不自由は10%程度、視覚障害の幼児も在籍していた。障害種が不明の子どもは小学校から中学校へと減少していき、逆に広汎性発達障害およびLD・ADHDの割合が増加する傾向にあった。

幼稚園における平成21年度調査との比較では平成22年度は不明の割合が減っており、LD・ADHDの割合が増加していることが認められた。

(3) 個別の指導計画等の作成について

図3は平成21年度および22年度の幼稚園における「気になる子ども」の個別の指導計画、就学支援シートなどの書式作成について調査した結果である。障害が診断された幼児だけを対象としたか、診断の有無に関わらず気になる子ども全員を対象としたかについても選択肢として挙げた。その結果、平成22年度では書式を作成しないという回答が減少し、就学支援シートおよび個別の指導計画を作成する割合が増加した。診断された幼児への個別の指導計画作成は9園、気になる幼児全員に対して個別の指導計画を作成している園は4園で合計すると調査した幼

稚園の65%になり、平成21年度特別支援教育体制整備状況調査結果における公立幼稚園の個別の指導計画実施率50.9%を15%近く上回っていた。

(4) 幼・小・中の連携

図4は平成22年度における幼稚園と小学校および小学校と中学校との連携方法についてまとめたものである。幼稚園は話し合いが最も多く、書式による連携もみられたが、コーディネーターが関与することはなかった。小学校は何もしていないとの回答は少なく、話し合い、書式、コーディネーター、ケース毎など多様な方法で連携していることが伺えた。中学校は話し合い、ケース毎に対応するとの回答が得られたが、何もしていないとの回答も比較的多かった。

(5) 自立活動に対する認知度

図5は平成22年度における自立活動に対する認知度の割合を幼・小・中別にまとめたものである。自

立活動という言葉を知ることがないと回答した割合は幼稚園が一番多く、認知度は小学校・中学校に比べてあまり高くないことが認められた。「自立活動」という言葉を知ったことがあると回答した割合は中学校が一番多かったが、内容を理解していると回答した割合は小学校が最も多く認知度は小学校において最も高い結果となった。

(6) 自立活動の内容および項目の必要性

「個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」という自立活動の目標を示した上で、「気になる子ども」に対して自立活動の内容および項目(表1参照)の中から指導・支援する上で必要だと思われる項目を複数回答により選択してもらった。図6は自立活動の内容および項目毎に必要な割合があると回答した割合を幼・小・中別にグラフにしたものである。

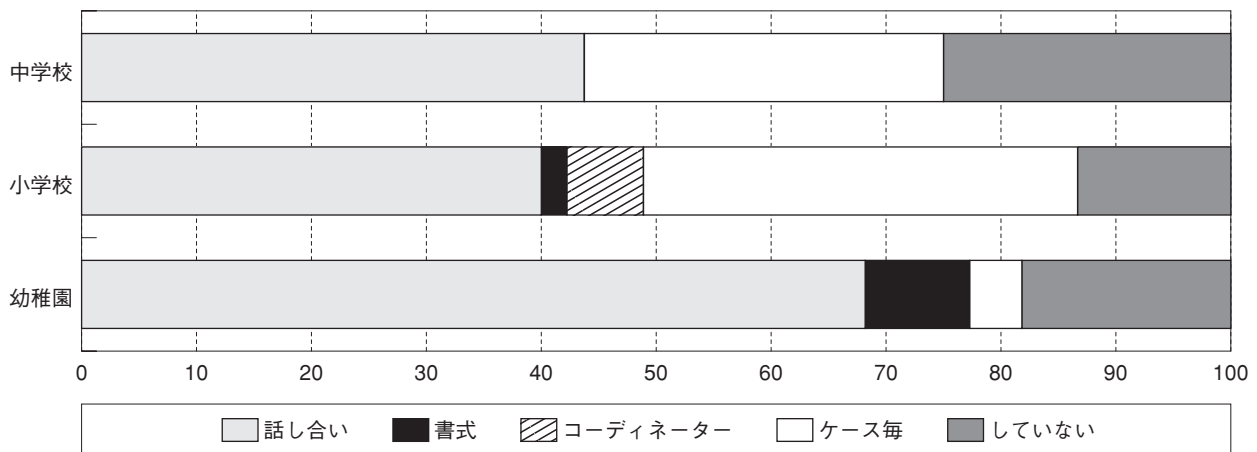


図4 幼・小・中の連携方法について (平成22年度)

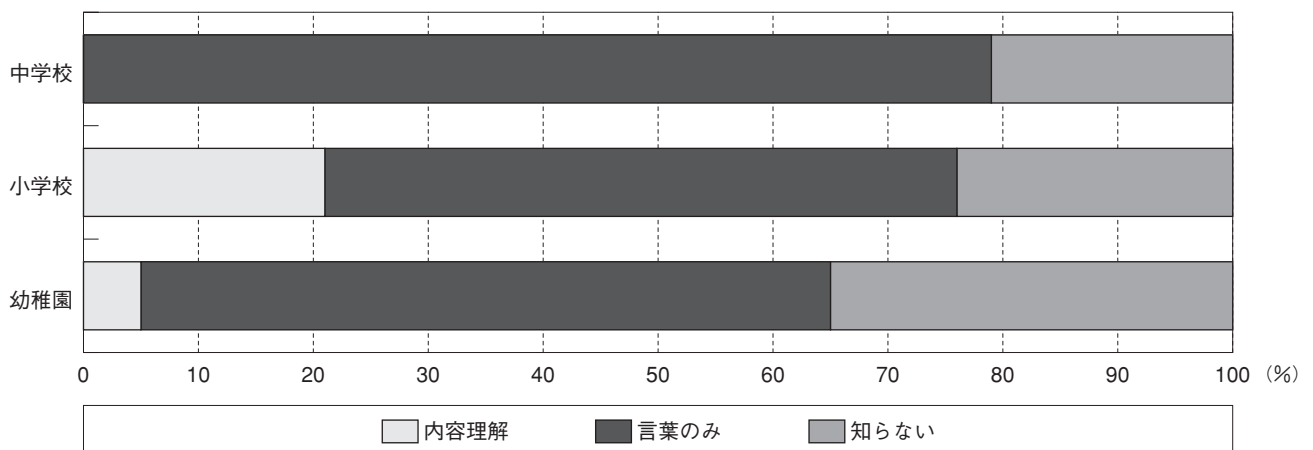
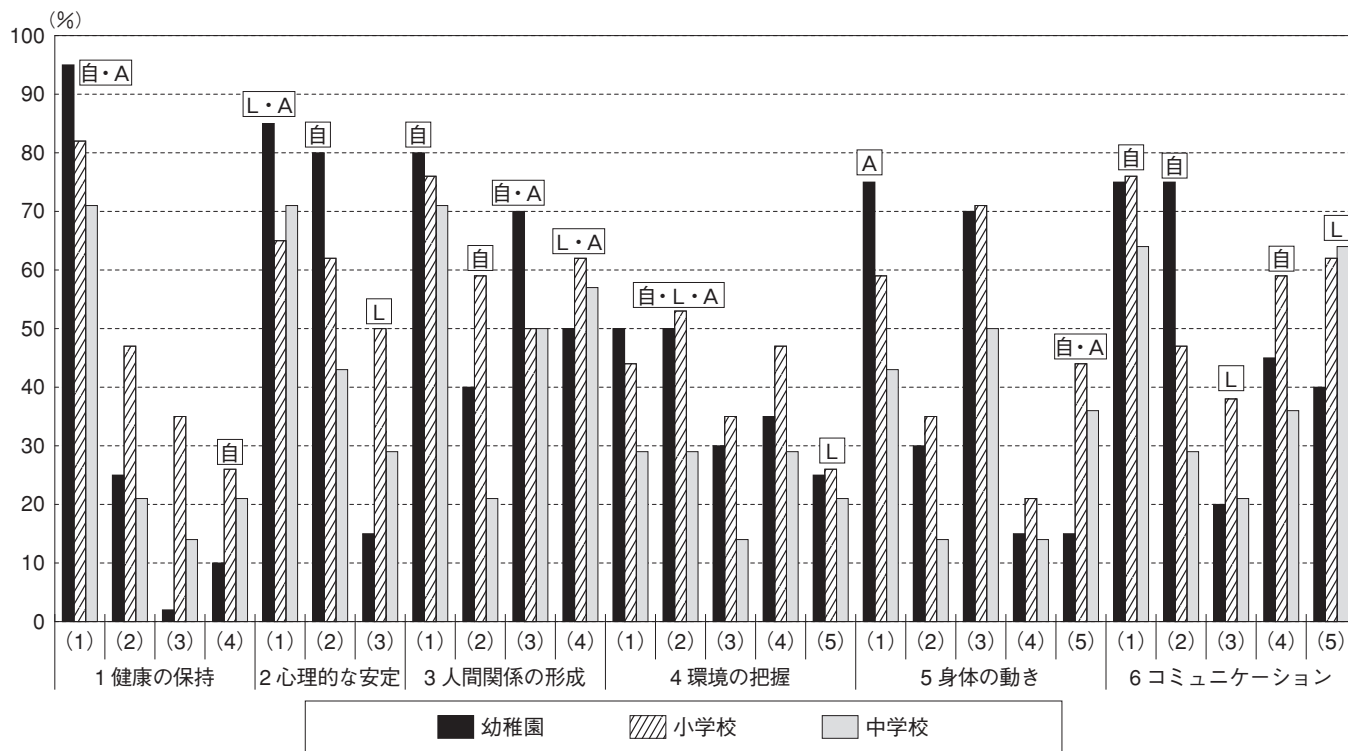


図5 自立活動に対する認知度 (平成22年度)

表1 自立活動の内容および項目と「自立活動解説」に示された発達障害の具体的指導内容例の有無

区分	内容	LD	ADHD	自閉症
1. 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 健康状態の維持・改善に関する事。		○	○
2. 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	○ ○	○	○
3. 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。	○	○ ○	○ ○ ○
4. 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3) 感覚の補助および代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。	○ ○	○	○
5. 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事		○ ○	○
6. コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。	○ ○		○ ○ ○



※自は自閉症、AはADHD、LはLDの具体的指導内容の例が自立活動解説に記載されていることを意味している。

図6 気になる子どもの支援における自立活動の内容および項目の必要性 (平成22年度)

各項目のグラフ上にある四角で囲まれた「自」、「A」、「L」の文字はそれぞれ、自閉症、ADHD、LDを意味しており、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（以下「自立活動解説」とする）の中に具体的指導内容の例が記載されていることを示している。自立活動の内容および項目と「自立活動解説」の中で自閉症、ADHD、LDなど発達障害の具体的指導内容の例が紹介されていることを示す一覧を表1にまとめた。

自立活動の全ての内容および項目において選択がなされ、必要性を認めないという項目は無かった。幼・小・中共通して多く（50%以上）回答があった項目は、「健康の保持」(1)、「心理的な安定」(1)、「人間関係の形成」(1)・(3)・(4)、「身体の動き」(3)、「コミュニケーション」(1)などであった。「自立活動解説」において発達障害の具体的指導内容の例が挙げられているにも係わらず回答率が低かったのは「健康の保持」(4)、「環境の把握」(5)、「コミュニケーション」(3)であった。中学校に比べて幼稚園、小学校において必要度が高い項目は「心理的な安定」(2)、「環境の把握」(2)、「身体の動き」(1)であった。幼稚園だけ回答率が高かったのが「コミュニケーション」(2)、逆に幼稚園だけ回答率が低かったのは「コミュニケーション」(5)であった。

5. 考察

(1) 幼稚園における特別支援教育体制整備について

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（2009）がまとめた「特別支援教育の更なる充実に向けて（審議の中間とりまとめ）～早期からの教育支援の在り方について～」の中で、幼稚園等における早期支援の充実に関して次のような内容が示されている。

「学校教育法の改正（平成18年6月公布、平成19年4月施行）により、幼稚園は、その在籍する障害のある幼児に対して障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定された。また、平成20年3月に告示された新しい幼稚園教育要領においても、障害のある幼児について個別の指導計画や個別の教育支援計画を必要に応じて作成するなど、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示された。一方で、文部科学省の調査によると、幼稚園における校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、教職員研修の実施などの特別支援教育体制整備については、取組が十分ではな

い状況にあることが指摘されている。」

そして幼稚園の特別支援教育体制の充実のために以下のような提言がされている。

「幼稚園については、障害のある幼児の実態把握や校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名などの基本的な体制整備を早急に図っていくことが必要である。また、それとともに、特別支援学校のセンター的機能による支援を積極的に活用すること等を通じて、教員の特別支援教育に対する理解や幼児の実態把握を進め、障害のある幼児に対する指導・支援の充実を図ることが必要である。」

「個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成・活用するなどして、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが必要である。」

今回調査した東京都A区では比較的早い時期から公立幼稚園の全てに園内委員会が設置され特別支援教育コーディネーターも指名されている。さらに年6回の特別支援教育コーディネーター研修会などによって特別支援教育の理解を深めていることなどから、基本的な体制整備は進んでいると思われる。そのため、「気になる子ども」の把握もできており、個別の指導計画の作成も比較的進んでいる様子が伺える。しかしながらそのような整備状況にあっても個別の指導計画等の作成がなされていない園が約30%あり、小学校との連携においても個別の指導計画や就学支援シートなどの書式を用いる例が少ないなど、一人ひとりの実態に応じた具体的な指導・支援に対して苦慮している面があることが推察された。

(2) 幼稚園における自立活動の活用について

発達障害の状態像は多様であり障害が重複することも多く、さらに幼児期では発達障害を特定することが難しい。今回の調査でも幼稚園では「気になる子ども」の約40%が障害名不明と回答している。この結果から、気になる幼児一人ひとりの実態は、障害の特性から把握するのではなく、学習上、生活上のつまずきや困難性の視点から把握することが適切であると思われる。

自立活動は表1に示したように六区分の内容と26の項目に整理されている。指導に当たっては、幼児児童生徒の実態把握を基に、六区分26項目の中から、個々の幼児児童生徒に必要なとされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することになる。しかし、区分ごと又は項目ごとに別々に指導することを意図しているわけではない。

「自立活動解説」には具体的な指導内容の例と留意点が表示されているが、具体的な指導内容の例はそれ

ぞれの項目の内容をイメージしやすくすることを意図したものであり、示された障害の種類についてのみが指導の対象となるものではなく、他の障害であっても、学習上や生活上の困難が共通する場合には、取り上げた指導内容例を参考にすることができることを説明している。このように障害の特性からではなく学習上、生活上の困難さから具体的な指導や支援の方法を工夫するという自立活動の考え方は、特別支援教育に初めて関わる幼稚園の教諭にとってもわかりやすいものと思われる。また、改訂された幼稚園教育要領では、特別支援学校が幼稚園などの要請に応じて、幼稚園などに在籍する障害のある幼児などに関し必要な助言又は援助を行うよう努めることとなった。特別支援学校がその専門性を発揮し、障害のある子どもに対する実態把握、個別の指導計画の作成、指導・支援の助言や援助などを行う場合は、自立活動を活用することで共通認識が図りやすくなると思われる。

しかしながら、現状において幼稚園教諭が自立活動について学ぶ機会は少ないようである。今回の調査において、小学校、中学校でも認知度は高くはなかったが、幼稚園ではさらに認知度が低い結果となった。小学校、中学校では特別支援学級や通級指導教室において自立活動が教育課程に含まれている場合もあり、担当している教諭は自立活動について理解していると考えられる。一方、幼稚園の教育に自立活動が含まれることはなく、幼稚園教諭養成課程のある大学、短大、専門学校等の教育課程の障害児保育の中に自立活動に関する内容は現状では含まれていないことが多いようである。

特別支援教育において発達障害児に対する早期支援の促進が望まれていることや国連障害者の権利条約が批准され、障害者問題改革会議の報告などによりインクルーシブな教育がますます促進される傾向が強くなることから、幼稚園においても障害のある子どもが増加してくることが予想される。その場合、自立活動の役割はますます高くなっていくと思われる。

今後、幼児教育の中で自立活動の理解を深めるために、幼稚園教諭に対する研修の機会を増やしたり、障害児保育の指導内容として自立活動を含めていく必要があるであろう。

(3) 発達障害のある幼児と自立活動の具体的指導内容について

今回の特別支援学校学習指導要領の改訂では、社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度化・重複化に

加えて自閉症、LD、ADHD等の発達障害を含む多様な障害に応じた適切な指導を充実させるため、必要な項目を追加・修正するとともに新たな区分として「人間関係の形成」が設けられた。その他、発達障害と関連が深いと思われる項目として「環境の把握」に「(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること」が追加された。

今回の調査で、「気になる子ども」に対する指導・支援が必要と回答された自立活動の内容および項目は、ほとんどが発達障害を意識した回答であることが推察された。そこで、「自立活動解説」において発達障害に対応する具体的指導内容の例として示された事柄に関連した考察をしていきたい。

幼・小・中共通して最も回答が多かった「健康の保持：(1) 生活のリズムや習慣の形成に関すること」では具体的な指導内容の例として

「自閉症のある幼児児童生徒は、特定の食物や衣服に強いこだわりを示す場合がある。そのため、極端な偏食になったり、季節の変化にかかわらず同じ衣服を着続けたりすることがある。ADHDのある幼児児童生徒の場合、周囲のことに気が散りやすいことから、一つ一つの行動に時間がかかり、整理・整とんなどの習慣が十分身に付いていないことがある。このような場合には、個々の幼児児童生徒の困難の要因を明らかにした上で、無理のない程度の課題から取り組むことが大切である。生活のリズムや生活習慣の形成は、日課に即した日常生活の中で指導をすることによって養うことができるものである。そのため、家庭等との密接な連携の下に指導を行うことが求められる。」

と示されており、園・学校生活の基本となる重要な項目であることから必要性の高さが理解できる。

「心理的な安定：(1) 情緒の安定に関すること」にはADHDのある幼児児童生徒の興奮した時のクールダウンの必要性やLDのある児童生徒に対して自己肯定感の持てる指導の大切さについて記載されている。「人間関係の形成」では「(1) 他者とのかわりの基礎に関すること」「(3) 自己の理解と行動の調整に関すること」「(4) 集団への参加の基礎に関すること」への回答が多かった。「人間関係の形成」には自己と他者の理解を深めること、自己の言動を振り返ること、対人関係を円滑にすること、集団参加の基礎を培うことなどいずれも発達障害のある子どもの指導にとって重要な内容が含まれており、幼・小・中のいずれにおいても必要性の高さが認められる結果になった。また、「身体の動き：(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること」「コミュ

ニケーション：(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること」など学習上および生活上における基礎的・基本的な技能の指導および支援が必要であるとの回答も多かった。

一方で回答率が低かったのは「健康の保持：(4) 健康状態の維持・改善に関すること」「環境の把握：(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること」「コミュニケーション：(3) 言語の形成と活用に関すること」であった。これらの項目の発達障害に関する具体的指導内容の例は、自閉症児の運動不足に関すること、LD児の学習面の困難さへの対応などであり、比較的緊急性が低いと思われる内容であった。確かに緊急性の高い課題に注目がいくことは否めないが、これらの内容も長期的な観点に立つと重要な課題であり、そのままにしておくことと自己肯定感が下がるなど二次的障害につながることもなる。

中学校に比べて幼稚園・小学校の回答率が高い項目は「心理的な安定：(2) 状況の理解と変化への対応に関すること」「環境の把握：(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること」「身体の動き：(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること」であった。具体的な内容としては見通しの苦手さ、感覚の過敏性、認知面の偏り、協調運動の困難など発達障害の特性としてみられる多様な困難性に対応している。特に今回の学習指導要領の改訂で追加された項目である「感覚や認知の特性への対応に関すること」について「自立活動解説」には以下のような具体的指導内容の例が示されており、具体的な指導や支援を工夫する際に役立つ内容となっている。

「自閉症のある幼児児童生徒は、聴覚の過敏さのため特定の音に、また、触覚の過敏さのため身体接触や衣服の材質に強く不快感を抱くことが見られる。それらの刺激が強すぎたり、突然であったりすると、混乱状態に陥ることもある。そこで、不快である音や感触などを自ら避けたり、幼児児童生徒の状態に応じて、それらに少しずつ慣れていったりするように指導することが大切である。なお、ある幼児児童生徒にとって不快な刺激も、別な幼児児童生徒にとっては快刺激である場合もある。したがって、個々の幼児児童生徒にとって、快刺激は何か、不快刺激は何かをきめ細かく観察して把握しておく必要がある。障害のある児童生徒が言葉や数の学習で示す困難は、個々の認知の特性による場合が少なくない。話を聞いて理解することが困難な場合には、言葉の記憶力が弱いことや話し声から特定の音韻を聞き取ることなどが難しいことがある。本を読むことが苦

手な場合には、読んでいる箇所を目で追うことができないことがある。また、漢字や図形を正しく書くことができない場合には、位置関係の認知が困難なことがある。こうした個々の認知の特性は、脳性まひや知的障害のほか、LD、ADHD、自閉症等のある児童生徒にも見られるものである。これらの児童生徒は、認知面において不得意なことがある一方で得意な方法をもっていることも多い。例えば、聴覚からの情報は理解しにくくても、視覚からの情報の理解は優れている場合がある。したがって、一人一人の認知の特性に応じた指導方法を工夫し、不得意な課題を少しずつ改善するよう指導するとともに、得意な方法を積極的に活用するよう指導することも大切である。」

幼稚園だけ回答率が高かったのが「コミュニケーション：(2) 言語の受容と表出に関すること」、逆に幼稚園だけ回答率が低かったのは「コミュニケーション：(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること」であったが、幼児期において言語面の課題がある場合は、会話の内容や状況に応じた受け答えをしたり、自分で内容をまとめながら聞く能力の前段階として、他者の意図を理解したり、自分の考えを相手に正しく伝えたりするなど、他の人とのかわりやコミュニケーションの基礎に関する力を育成する必要があると考えるのは当然であろう。

今回、幼稚園の特別支援教育コーディネーターに対して自立活動の内容および項目が発達障害を含む障害のある幼児の指導や支援にとって必要かどうかを聞いた調査の結果からは、発達障害の特性との関係において必要度が高いという結果になった。特に学習上、生活上の基礎的・基本的な指導・支援に関する内容が重要であると考えられているようであった。

金・園山(2008)は幼稚園等の個別の指導計画の作成に関わる改善すべき点として、1)「教師、保護者、関係機関との相互間の共通理解を高めること」、2)「対象幼児のニーズに即した課題に迫るものになるようにすること」、3)「幼稚園の生活の流れを考慮に入れたものが少ないこと」をあげている。

自立活動が個別の指導計画作成の改善に関する一助となることについて、金らの視点に基づいて以下のように考察した。

1)「相互間の共通理解を高める」ことについては、障害のある幼児の日常の遊び、学習、生活などに基づき、保育者と保護者や関係機関が、障害のある幼児の長所や課題に対して共通理解を持つことが大切である。自立活動の内容および項目は共通理解

を図るためのツールとなると考えられる。指導や支援に必要な自立活動の内容および項目について考えることは、保育者と保護者や関係機関の各々が見落としているニーズに気づききっかけとなり、支援をする人たちが相互間の共通理解を高め、一貫した指導・支援につながっていくと考えられる。

2) 「対象幼児の課題に迫る」ことに関しては、障害のある幼児個々の指導の目標を達成するために、自立活動の中から必要な内容および項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定すること、さらに複数の課題の中から優先すべき課題を絞り込み、指導や支援の内容を設定していくことは、障害のある幼児のニーズに応じた適切な課題に迫ることにつながると考えられる。

3) 「幼稚園の生活の流れを考慮に入れたものが少ない」という指摘については、障害のある子どもの園や家庭における学習上、生活上のつまずきや困難性から個々の実態を把握し課題を導き出していけるという自立活動の考え方が重要な視点になると思われる。ただし、幼稚園の遊びや学習を自立活動の内容と関連付け具体的な指導内容を工夫し、個別の指導計画等にどのように反映していくかについては、今後検討していく必要があると思われる。

・ 文部科学省特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 (2009) 特別支援教育の更なる充実に向けて (審議の中間とりまとめ) ～早期からの教育支援の在り方について～

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/02/12/1238015_02.pdf

・ 中尾繁樹 (2009) みんなの「自立活動」特別支援学級・通級指導教室・通常の学級編, 明治図書, 111-127

・ 笹森洋樹・廣瀬由美子・三苫由起雄 (2009) 新教育課程における発達障害のある子どもの自立活動の指導, 明治図書, 114-123

・ 柘植雅義 (2009) 小・中特別支援教育コーディネーターのための実践・新学習指導要領, 教育開発研究所, 136-154

・ 和氣由美子 (2009) 「自立活動」を参考にしようー小・中学校の通常学級における活用ー, 文部科学省初等中等局特別支援教育課編集, 特別支援教育 NO.34, 8-11

・ 柳澤亜希子 (2009) 障害のある幼児を養育する保護者と保育者の連携を高めるためのルーティンベースド・アプローチー米国ノースカロライナ州 Frank Porter Graham Child Development Institute における取組ー, 世界の特別支援教育23, 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所報告書, 71-78

引用・参考文献

- ・ 金珍熙・園山繁樹 (2008) 公立幼稚園における個別の指導計画に関する実態調査ー「障害のある幼児の受け入れや指導に関する調査研究」指定地域の協力園への質問紙調査ー, 障害科学研究 32, 39-149
- ・ 松原豊 (2010) 発達障害のある幼児の特別支援教育に関する研究ー幼児教育における自立活動の指導についてー, こども教育宝仙大学紀要1, 65-74
- ・ 水内豊和 (2007) 23章 保育所・幼稚園の活用とその利用. 大沼直樹・吉利宗久共編著. 特別支援教育の基礎と動向ー新しい障害児教育のかたちー, 培風館, 223-242
- ・ 文部科学省 (2008) 幼稚園教育要領解説
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/youkaisetsu.pdf
- ・ 文部科学省 (2009) 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/06/18/1278525.pdf
- ・ 文部科学省 (2010) 平成21年度特別支援教育体制整備状況調査
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1294022.htm